

## 家庭系プラスチック資源の分別収集・再資源化事業について

### 1 事業概要

- (1) 事業開始時期 令和9年12月
- (2) 収集対象物 プラスチック資源（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）
- (3) 排出容器 市条例で手数料を定めるプラスチック資源専用の新指定袋
- (4) 排出場所 ごみステーション（週1回収集）
- (5) 収集目標量 年間9,000トン

### 2 家庭系プラスチック資源の分別収集・再資源化事業に係る補正予算等の措置

[令和7年第3回定例会において可決]

#### (1) 補正予算額

新指定袋デザイン案の選定 600千円

「こども・若者会議」で検討した新指定袋のコンセプトをデザイン化

#### (2) 債務負担行為

##### ア 家庭系プラスチック分別収集

期 間：令和8年度～令和9年度

限度額：234,000千円

ごみステーションに排出されたプラスチック資源について、再資源化施設までの運搬業務を事業者に委託

##### イ 家庭系プラスチック再資源化

期 間：令和8年度～令和11年度

限度額：454,000千円

プラスチック資源の再商品化業務を事業者へ委託

#### (3) 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正

プラスチック資源に係る手数料額を以下のとおり追加

令和9年12月から	
プラスチック資源	指定袋であって、容量が30リットル相当のもの1枚につき 24円
	指定袋であって、容量が15リットル相当のもの1枚につき 12円

※可燃ごみ・不燃ごみの指定袋単価（0.8円/ℓ）と同額

(4) 参考：小型充電式電池等拠点回収・再資源化

補正予算額 3, 400千円

ア 小型充電式電池拠点拡充

現在の4か所に加えて8か所を回収拠点とし、計12か所で回収を実施

イ 使用済小型家電拠点回収の回収品目及び拠点拡充

小型充電式電池を使用している家電製品のうち、電池を取り外せないものを使  
用済小型家電として回収するため、回収品目を拡充

商業施設1か所を拠点に追加し、安全対策としてすべての拠点（29か所）の  
回収ボックスに消火チューブを設置

3 再商品化事業者の選定

プラスチック資源循環促進法第33条に基づき、本市が分別収集したプラスチック  
資源について、選別等の中間処理及び再商品化業務を実施

業務期間：令和9年12月1日から令和12年3月31日まで

総合評価落札方式一般競争入札により決定

入札参加者数 2者

落札者：株式会社タケエイ

落札金額（入札額×1.1）：453, 195, 600円

施設の所在地 市原市八幡海岸通

再商品化手法 材料リサイクル

4 今後のスケジュール（案）

令和7年度 12月 収集運搬事業者の決定

令和8年度 6月 新指定袋デザインの決定

9月 町内自治会等住民説明の開始

令和9年度 9月 新指定袋の店舗販売開始

12月 分別収集開始